

国立大学法人奈良教育大学附属学校部長選考規則

平成20年 5月22日
制 定

改正 平成22年 3月26日規則第31号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成24年12月28日規則第48号
改正 平成27年 2月27日規則第10号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成29年 1月27日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学附属学校運営規則（平成20年奈良教育大学規則第40号）第37条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学附属学校部長（以下「附属学校部長」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(選考時期)

第2条 附属学校部長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 附属学校部長の任期が満了するとき。
- 二 附属学校部長の辞任の申し出を学長が承認したとき。
- 三 附属学校部長が欠員となったとき。

2 附属学校部長の選考は、前項第一号の場合は任期満了の日の30日以前に、前項第二号及び第三号の場合はその事由発生後速やかに行うことを原則とする。

(選考委員会)

第3条 附属学校部長候補者を選考するため、附属学校部長選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 附属学校園長 各1人
- 三 附属学校園副校園長 各1人
- 四 教授会において選出された教育研究評議会評議員のうちから2人

(候補者の推薦)

第4条 選考委員会は、本学専任の教授のうちから、原則として附属学校部長候補者3人を学長に推薦する。

(任命)

第5条 学長は、前条による推薦を経て、附属学校部長を任命する。

(委員会の解散)

第6条 選考委員会は、次期附属学校部長が発令されたときに任務を終了し、解散する。

(教育研究評議会等への報告)

第7条 学長は、附属学校部長の選考結果を速やかに教育研究評議会及び教授会に報告するものとする。

(任期)

第8条 附属学校部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第二号及び第三号の場合の任期は、前任者の残任の期間とする。

(事務)

第9条 附属学校部長の選考に関する事務は、総務課がこれを処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属学校部長の選考に関し必要な事項は、選考委員会の議を経て学長が承認する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年5月22日から施行する。
- 2 初めての附属学校部長の選考に関しては、第4条中「選考委員会」を「附属学校部運営委員会」に、「本学専任の教授」を「附属学校園長」に読み替えて適用する。
- 3 この規則施行後、第5条の規定により初めて選考された附属学校部長の任期は、第8条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年規則第31号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第48号)

この規則は、平成24年12月28日から施行する。

附 則 (平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第2号)

- 1 この規則は、平成29年1月27日から施行する。
- 2 改正後の規則第3条の規定については、平成29年度評議員から適用し、平成28年度までの評議員については、なお、従前の規定を適用する。